

(公印省略)
福障福第 464 号
令和6年6月19日

市内指定生活介護・短期入所事業所等 管理者 様

福岡市長 高島 宗一郎
(福祉局障がい者部障がい福祉課)

「福岡市重度障がい者受入施設設置促進事業補助金」の実施について (通知)

福岡市では、医療的ケアなどが必要な重度障がい児・者（以下「重度障がい児者等」という。）を受け入れる事業所の整備促進を図り、重度障がい児者等の活動の場を確保するとともに、家族等の介護負担を軽減することを目的とし、重度障がい児者等を新たに受け入れようとする福岡市の指定を受けている又は指定を受けようとする生活介護、短期入所事業所に対して、重度障がい児者等を新たに受け入れるために必要な設備改修や備品購入などにかかる費用を助成することとしました。

助成を希望される施設におかれましては、別添の「福岡市重度障がい者受入施設設置促進事業補助金交付要綱」等をご確認の上、下記期限内に必要な資料を添付のうえ交付申請を行っていただきますようお願いいたします。

なお、本補助金の交付を受けた事業所については、本市ホームページで公表することを予定しております。

記

1 補助対象サービス

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に規定する指定生活介護又は指定短期入所

2 補助金の額

1 施設上限 100 万円（補助率 10/10）

※ 審査委員会における審査の上、予算の範囲内で交付する。

※ 令和6年度予算額 400 万円（各施設が上限の 100 万円であった場合は4施設まで）

3 申請受付期間

令和6年6月19日(水) ～ 令和6年8月2日(金)17時

※ 申請受付期間内に申請が完了(市で受信完了)しなかったものは、申請受付できません。

※ 予算の範囲内で交付を決定することとしており、申請状況によっては、申請受付期間を延長することもあります。

4 申請方法

福岡市重度障がい者受入施設設置促進事業補助金交付要綱を熟読し、申請受付期間内に交付申請書(要綱内様式第1号)に添付資料を添えて、下記申請先へ電子メール等で提出して下さい。

5 本補助金にかかる令和6年度のスケジュール(予定)

令和6年6月19日(水)～8月2日(金)	申請受付(申請者→市)
令和6年8月下旬	審査委員会(書面審査)(市)
令和6年9月上旬	交付決定(市→申請者)
令和6年9月中旬～令和7年3月31日	事業実施(申請者)

6 添付資料

- (1) 福岡市重度障がい者受入施設設置促進事業補助金交付要綱
- (2) 福岡市重度障がい者受入施設設置促進事業補助金審査委員会設置要領
- 〈参考〉福岡市ホームページ

(<https://www.city.fukuoka.lg.jp/fukushi/shisetsushien/health/syougaijiritusienhou/judosyogaihojo.html>)

7 申請先(問い合わせ先)

〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1
担当：福岡市 福祉局 障がい福祉課 指定指導第1係 吉田
電話：092-711-4249 FAX：092-711-4818
E-mail：syougai-shisetsu@city.fukuoka.lg.jp